

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

目 次 ページ

## 規 則

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (子ども未来推進局) 1

## 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道規則第56号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和32年北海道規則第128号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、里親の認定等に関する省令(平成14年厚生労働省令第115号)」を削る。

第13条の見出しを「(養育里親の認定の申請)」に改め、同条第1項を次のように改める。

省令第36条の37の規定による養育里親の認定及び登録の申請は、別記第16号様式の里親認定(登録)申請書により児童相談所長を経由してしなければならない。

第13条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「児童委員をして」を「児童委員に」に、「里親又は職業指導里親」を「養育里親」に改め、「意見を添えて、これを知事に進達し」を削り、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 児童相談所長は、前項の規定による調査の結果、養育里親としてふさわしいと認めるときは、研修を実施し、その修了者名簿及び当該調査による意見を添えて、これを知事に進達しなければならない。

第13条の2を削る。

第13条の3の見出しを「(養育里親の死亡等の届出等)」に改め、同条第1項中「里親の認定等に関する省令第8条第1項第5号(同令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)」の規定による里親の認定の取消し又は同令第11条第1項第3号(同令第17条及び第20条において準用する場合を含む。)」の規定による養育里親等の登録の取消しの申請を「省令第36条の39第1項の規定による届出又は省令第36条の40第1項第1号の規定による登録の消除の申出をするとき」に、「別記第16号様式の3の里親認定(登録)取消申請書」を「別記第16号様式の2の里親死亡等届出書・登録消除(認定取消)申請書」に改め、

同条第2項を削り、同条を第13条の2とする。

第13条の3の2の見出し中「等」を削り、同条中「里親の認定等に関する省令第10条第1項(同令第17条及び第20条において準用する場合を含む。)」を「省令第36条の42」に、「養育里親等」を「養育里親」に改め、「(職業指導里親認定の登録を含む。)」を削り、「別記第16号様式の4」を「別記第16号様式の3」に改め、同条を第13条の2の2とする。

第13条の3の3の見出しを「(養育里親の登録事項等の変更の届出)」に改め、同条中「里親の認定等に関する省令第13条第1項(同令第17条及び第20条において準用する場合を含む。)」を「省令第36条の39第2項」に、「別記第16号様式の5の里親登録事項変更届出書」を「別記第16号様式の4の里親登録(認定)事項変更届出書」に改め、同条を第13条の2の3とし、同条の次に次の3条を加える。

(養子縁組希望里親及び親族里親の認定の申請)

**第13条の3** 第13条第1項の規定は、省令第1条の32第2項第1号に掲げる者(以下「養子縁組希望里親」という。)及び同項第2号に掲げる者(以下「親族里親」という。)の認定の申請について準用する。

2 前項の認定の申請を受理した児童相談所長は、児童相談所の所員、児童福祉司、社会福祉主事又は児童委員に、その申請者の家庭等の状況が養子縁組希望里親又は親族里親として適当であるかどうか等につき、必要な調査をさせ、意見を添えて、これを知事に進達しなければならない。

(養子縁組希望里親及び親族里親の死亡等の届出等)

**第13条の3の2** 養子縁組希望里親及び親族里親が省令第36条の39第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める者は、同項に規定する期間内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第13条の2の規定は、養子縁組希望里親及び親族里親が前項の規定による届出又は認定の取消しの申出をする場合に準用する。

(養子縁組希望里親及び親族里親の認定事項の変更の届出)

**第13条の3の3** 養子縁組希望里親及び親族里親は、省令第36条の36各号に掲げる事項について変更が生じたときは、遅滞なく、これを知事に届け出なければならない。

2 第13条の2の3の規定は、養子縁組希望里親及び親族里親が前項の規定による届出をする場合に準用する。

第13条の3の4中「里親の認定等に関する省令第13条第1項(同令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)」を「里親が行う養育に関する最低基準第14条第2項」に、「別記第16号様式の6」を「別記第16号様式の5」に改める。

第13条の3の5中「里親の認定等に関する省令第13条第2項(同令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。)」を「里親が行う養育に関する最低基準第14条第3項」に改める。

第13条の3の6を削る。

第13条の3の7(見出しを含む。)中「里親」を「小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親」に改め、同条を第13条の3の6とする。

第13条の13の見出し中「児童自立生活援助事業」の次に「又は小規模住居型児童養育事業」を加え、同条中「児童自立生活援助事業」の次に「又は小規模住居型児童養育事業(以下「児童自立生活援助事業等」という。)」を加える。

第13条の14(見出しを含む。)及び第13条の15(見出しを含む。)中「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活援助事業等」に改める。

第13条の15の次に次の5条を加える。

(児童自立生活援助事業を行う者への準用規定)

**第13条の16** 第12条の3第2項及び第12条の6第1項の規定は、法第33条の6第1項の規定により児童を児童自立生活援助事業を行う者に委託した場合に準用する。

(児童自立生活援助事業の申込み)

**第13条の17** 法第33条の6第2項の規定による児童自立生活援助事業の申込みは、別記第17号様式の10によってしなければならない。

(一時預かり事業の開始の届出)

**第13条の18** 法第34条の11第1項の規定による一時預かり事業の開始の届出は、別記第17号様式の11によってしなければならない。

(一時預かり事業の変更の届出)

**第13条の19** 法第34条の11第2項の規定による一時預かり事業の変更の届出は、別記第17号様式の12によってしなければならない。

(一時預かり事業の廃止等の届出)

**第13条の20** 法第34条の11第3項の規定による一時預かり事業の廃止又は休止の届出は、別記第17号様式の13によってしなければならない。

第19条第2項中「若しくは法第41条」を「、法第41条」に改め、「第44条まで」の次に「若しくは省令第1条の14第1項若しくは省令第36条の4第1項」を、「措置」の次に「若しくは法第33条の6第1項の規定による援助の実施」を加える。

第26条第3項中第12号を削り、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 法第33条の6の規定による児童自立生活援助の実施等に関すること。

別記第8号様式(第1面)中  
「施設支給決定」を「施設給付決定」に、

保護者

保護者

支給都道府県の名称及び印	北海道
所管児童相談所の名称及び連絡先	

を

支給都道府県の名称及び印	北海道
--------------	-----

に改め、同様式(第2面)中「支給決定の内容」を「施設給付決定の内容」に、

「支給決定期間」を「給付決定期間」に、

「利用者負担上限月額」を「負担上限月額」に、「社会福祉法人等による

軽減措置の適用」を「食事提供加算対象者」に、「軽減適用期間」を

「適用期間」に改め、同様式(第3面)中「特記事項」を「(予備欄)」に改め、同様式(第4面)1の事項及び2の事項中「受給者証」を「証」に改め、同様式(第4面)3の事項中「受給者証」を「証」に改め、「なります」の次に「(※個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。)」を加え、同様式(第4面)4の事項中「特定入所障害児食費等給付費」の次に「の支給額」を加え、「毎年」を「毎年、」に、「受給者証」を「証」に改め、同様式(第4面)5の事項及び6の事項中「受給者証」を「証」に改め、同様式(第5面)7の事項中「受給者証」を「証」に、「ご連絡、ご相談」を「御連絡、御相談」に改め、同様式(第5面)8の事項から10の事項までの規定中「受給

者証」を「証」に改める。

別記第12号様式（表）を次のように改める。

別記第12号様式（第12条の2関係）

（表）

障害児施設医療受給者証									
公費負担者番号	7	9	0	1	6	0	1	0	
公費受給者番号									
施設給付決定保護者	フリガナ								
	居住地								
	フリガナ	生年月日							
障害児	氏名	生年月日							
	氏名	生年月日							
被保険者証の記号及び番号					保険者名及び番号				
	障害児施設医療（食事療養を除く。）				月額		円		
負担上限月額	食事療養				月額		円		
適用期間									
交付年月日									
支給都道府県名及び印	北海道								

別記第12号様式（裏）1の事項中「受給者証」を「証」に改め、同様式（裏）2の事項中「受給者証」を「証」に、「指定障害児施設等」を「指定知的障害児施設等」に改め、同様式（裏）3の事項中「受給者証」を「証」に改め、「なります」の次に「（※医療型個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。）」を加え、同様式（裏）4の事項中「毎年」を「毎年、」に、「受給者証」を「証」に改め、同様式（裏）5の事項及

び6の事項中「受給者証」を「証」に改め、同様式（裏）7の事項中「受給者証」を「証」に、「ご連絡、ご相談」を「御連絡、御相談」に改め、同様式（裏）8の事項中「受給者証」を「証」に改め、同様式（裏）9の事項中「この受給者証を交付した児童相談所に」を「所管児童相談所にこの証を」に改め、同様式（裏）10の事項中「受給者証」を「証」に改める。

別記第16号様式を次のように改める。

別記第16号様式（第13条・第13条の3関係）

里親認定（登録）申請書

児童相談所									
本籍									
	現住所								電 話
親	氏名・生年月日	職 業			健 康 状 態			結婚年数	
	(フリガナ) 年 月 日生( )歳							年 養育経験 有・無 その他 ( )	
同	氏名・性別	続柄	職業等・収入	健康状態	種 類	1 養育里親	希望する	年齢	歳
	生年月日	男・女				2 親族里親	委託児童	性別	男・女・不問
居	年 月 日生( )歳				3 養子縁組希望里親	その他の希望条件 ( )			
	年 月 日生( )歳				4 専門里親				
	年 月 日生( )歳				申請の理由				
	年 月 日生( )歳								
家計及び資産	収入	昨年1年間	昨年1か月平均	最近1か月間	前課年税度状況	・住民税非課税 ・住民税均等割 ・住民税所得割( )円 ・所得税非課税 ・所得税課税( )円			
	支出					資産の状況			
住宅の状況	◎住宅	m <sup>2</sup>		◎宅地	m <sup>2</sup>		◎住宅の環境		
	部屋数	室	延べ畳数	枚	・所有地	幼稚園まで	m	病院まで	m
社会的状況	・自家・借家・公社宅・借間	(借家等の家賃：月額)		(円)	・借地	小学校まで	m	駅まで	m
					(地代：月額)	(円)	中学校まで	m	バス停まで
高校まで m									

以上のとおり里親の認定（登録）を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の37の規定により申請します。

北海道知事 様 \_\_\_\_\_ 年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

※ 診断・ 評価	調 査： _____ 年 月 日（職・氏名 _____）
	研修終了（予定）日： _____ 年 月 日

- 注 1 ※印欄は記入しないで下さい。
- 注 2 申請者及びその同居の家族の履歴書及び養育里親研修修了証並びに申請者の居住する家屋の平面図を添付してください。
- 注 3 その他通知等で定める書類を別紙で添付してください。
- 注 4 養子縁組希望里親・親族里親については研修修了（予定）日の記入は不要です。

別記第16号様式の 2 を削る。

別記第16号様式の 3 中「（第13条の 3 関係）」を「（第13条の 2 ・第13条の 3 の 2 関係）」に、「里 親 認 定 （ 登 録 ） 取 消 申 請 書」を「里親死亡等届出書・登録消除（認定取消）申請書」に、「次のとおり里親の認定（登録）の取消しをしたいので、里親の認定等に関する省令第 8 条第 1 項第 5 号（第11条第 1 項第 3 号）の規定により申請します」を「（児童福祉法施行規則第36条の39・児童福祉法施行規則第36条の40・児童福祉法施行細則第13条の 3 の 2）の規定により里親の（死亡等・登録の消除（認定の取消し））を次のとおり（届出・申請）します」に改め、同様式を別記第16号様式の 2 とする。

別記第16号様式の 3 の 2 を削る。

別記第16号様式の 4 中「（第13条の 3 の 2 関係）」を「（第13条の 2 の 2 関係）」に改め、「（職業指導里親認定の登録）」を削り、「里親の認定等に関する省令第10条第 1 項」を「児童福祉法施行規則第36条の42」に、

里 親 登 録 年 月 日	
職業指導里親登録年月日	

を

里 親 登 録 年 月 日	
---------------	--

に、

※ 診 断 ・ 評 価	調査： _____ 年 月 日 （職・氏名 _____）
----------------	---------------------------------

を

※ 診 断 ・ 評 価	調査： _____ 年 月 日 （職・氏名 _____） 更新研修修了日： _____ 年 月 日
----------------	---

に改め、同様式末尾欄外注の事項を次のように改める。

- 注 1 ※印欄は記入しないでください。
  - 注 2 更新研修修了書の写しを添付してください。
- 別記第16号様式の 4 を別記第16号様式の 3 とする。

別記第16号様式の 5 中「（第13条の 3 関係）」を「（第13条の 2 の 3 ・第13条の 3 の 3 関係）」に、「里親登録事項変更届出書」を「里親登録（認定）事項変更届出書」に、「登録を」を「登録（認定）を」に、「里親の認定等に関する省令第13条第 1 項」を「児童福祉法施行規則第36条の39第 2 項（児童福祉法施行細則第13条の 3 第 2 項）」に改め、同様式を別記第16号様式の 4 とする。

別記第16号様式の 6 中「里親の認定等に関する省令第13条第 1 項」を「里親が行う養育に関する最低基準第14条第 2 項」に改め、同様式を別記第16号様式の 5 とする。

別記第17号様式中「里親の認定等に関する省令第13条第 2 項」を「里親が行う養育に関する最低基準第14条第 3 項」に改める。

別記第17号様式の 7 中「児童自立生活支援事業開始届」を「児童自立生活援助事業等開始届」に、「児童自立生活支援事業を」を「児童自立生活援助事業等を」に、

「 4 職員の定数及び職務の内容

職 種	職 務 の 内 容	職員の定数
		人

を「4 運営規定 別添のとおり」に改め、6の事項を削り、同様式7の事項中「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活援助事業等」に改め、「(4) 入所定員」を削り、同事項を同様式6の事項とし、同様式中8の事項を7の事項とし、9の事項を8の事項とする。

別記第17号様式の8中「児童自立生活支援事業変更届」を「児童自立生活援助事業等変更届」に、「児童自立生活支援事業を」を「児童自立生活援助事業等を」に、

「4 職員の定数及び職務の内容

職 種	職 務 の 内 容	職員の定数
		人

を「4 運営規定 別添のとおり」に改め、6の事項を削り、同様式7の事項中「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活援助事業等」に改め、「(4) 入所定員」を削り、同事項を同様式6の事項とし、同様式中8の事項を7の事項とし、9の事項を8の事項とする。

別記第17号様式の9中「児童自立生活支援事業廃止（休止）届」を「児童自立生活援助事業等廃止（休止）届」に、「児童自立生活支援事業を」を「児童自立生活援助事業等を」に改める。

別記第17号様式の9の次に次の4様式を加える。

別記第17号様式の10（第13条の17関係）

自立援助ホーム入居申込書

児童相談所長 様

次のとおり、児童自立生活援助の実施について希望するので、申込みします。

申込日 年 月 日

ふりがな		生年 月日	年 月 日
氏 名			

申 込 者 (児童名)	居 住 地	〒		電話番号
	現 住 所	〒		電話番号
	職 業			
保 護 者	ふりがな			
	氏 名			
	職 業			
	生年月日	年 月 日	年 月 日	
	続柄・年齢	続柄 ( ) 年齢 ( )	続柄 ( ) 年齢 ( )	
	居 住 地 (現住所)	〒		

児童自立生活援助の 実施を希望する理由	
------------------------	--

別記第17号様式の11（第13条の18関係）

一時預かり事業開始届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所  
氏 名 氏 名 ⑩

〔法人にあっては、主たる事  
務所の所在地及び名称並び  
に代表者の氏名〕

次のとおり一時預かり事業を開始しますので、児童福祉法第34条の11第1項の規定により届け出ます。

- 1 事業
  - (1) 種類
  - (2) 提供する便宜等の内容
- 2 経営者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - (1) 氏名
  - (2) 住所
- 3 事業開始に伴う条例、定款その他の基本約款
- 4 職員の定数及び職務の内容

職 種	職 務 の 内 容	職員の定数
		人

5 主な職員の氏名及び経歴

職 種	氏 名	経 歴
		人

- 6 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
- 7 一時預かり事業の用に供する施設
  - (1) 名 称
  - (2) 種 類
  - (3) 所 在 地
  - (4) 利 用 定 員
- 8 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 別紙のとおり
- 9 事業開始の予定年月日
- 10 収支予算書及び事業計画書 別紙のとおり

別記第17号様式の12（第13条の19関係）

一時預かり事業変更届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所  
氏 名 氏 名 ㊞

〔法人にあつては、主たる事  
務所の所在地及び名称並び  
に代表者の氏名〕

次のとおり児童福祉法第34条の11第1項の規定により届け出た一時預かり事業を変更しましたので、同条第2項の規定により届け出ます。

- 1 事業
  - (1) 種類
  - (2) 提供する便宜等の内容
- 2 経営者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - (1) 氏名
  - (2) 住所
- 3 事業開始に伴う条例、定款その他の基本約款
- 4 職員の定数及び職務の内容

職 種	職 務 の 内 容	職員の定数
		人

5 主な職員の氏名及び経歴

職 種	氏 名	経 歴
		人

- 6 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）
- 7 一時預かり事業の用に供する施設
  - (1) 名 称
  - (2) 種 類
  - (3) 所 在 地
  - (4) 利 用 定 員
- 8 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 別紙のとおり

9 変更年月日

10 収支予算書及び事業計画書 別紙のとおり

注 変更になる部分のみ記入すること。

別記第17号様式の13（第13条の20関係）

一時預かり事業廃止（休止）届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所  
氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事  
務所の所在地及び名称並び  
に代表者の氏名〕

次のとおり一時預かり事業を廃止（休止）しますので、児童福祉法第34条の11第3項の規定により届け出ます。

- 1 廃止（休止）予定年月日
- 2 廃止（休止）の理由
- 3 現に便宜を受けている者に対する措置
- 4 休止の予定期間

#### 附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

